

新規就農確保・育成対策事業実施要綱

第1 趣旨

本市農業を将来に渡って力強く発展させるためには、農業者の減少に応じて新規就農者を確保することに加えて、農外から参入した者ならではの熱意や発想を十分に発揮させることで、地域をけん引する競争力の高い経営体へと育成する必要がある。そのため、新規就農者の受入れから経営発展まで、段階に応じた適切な支援を講ずることとし、その実施にあたって必要な事項を定める。

第2 事業内容等

本事業は、新規就農者の確保・育成を図るものとして、次に掲げる内容により構成する。

1 就農希望者の受入れ

(1) 対象者

対象者は、次に掲げるア～エの要件を全て満たす者であって、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2に定める就農準備資金の利用をすることができるもの（以下「就農希望者」という。）とする。

ア 本市に住所を有する又は今後住所を有することが確実と見込まれる者。

イ 本市において新たに独立・自営就農しようとする者。

ウ 就農に向けた資金計画があり、就農の実現が可能と見込まれる者。

エ 原則として18歳以上50歳未満の者。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 農業研修の調整

ア 就農希望者は、本市における原則2年間の農業生産技術、経営管理技術等の農業研修を受けることに同意したときは、別記第1号様式を市長に提出する。この場合において、就農希望者（農業後継者である者を除く。）の就農後に共同名義で農業経営を行う予定である当該就農希望者の配偶者（第2の1の(1)に該当する者を除く。）が、当該就農希望者とともに農業研修を受けることを希望するとき、その旨を付記するものとする。

イ 市長は、就農希望者の希望する作物、条件等を踏まえて、農業研修の実施にあたって指導を行う農業者等（以下「指導農家」という。）を選定する。

ウ イの選定にあたっては、農業協同組合、上川農業改良普及センター、農業委員会、北海道指導農業士、その他関係者等の意見を聴取するものとする。

エ 市長は、就農希望者と指導農家の間で農業研修の実施について合意が図られた場合、当該指導農家を農業研修の受入先として決定する。

2 旭川市就農計画の認定等

(1) 対象者

対象者は、第2の1の(2)により、農業研修の受入先となる指導農家が決定している者とする。

(2) 認定申請

ア 農業研修を受けようとする就農希望者は、別記第2号様式により、市長に旭川市就農計画（以下「就農計画」という。）の認定を申請しなければならない。ただし、農業後継者にあつてはこの限りではない。

なお、就農後に共同名義で農業経営を行う予定である夫婦等は、共同名義で認定申請するものとする。

イ 市長は、就農計画を審査し、次に掲げる（ア）～（エ）の要件を全て満たしている場合、これを認定するとともに、農業研修の実施を決定し、別記第3号様式により申請者に通知する。

なお、認定等にあたって必要と認める場合は条件を付することができるものとする。

（ア）就農時における農業経営等に関する目標が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき策定した旭川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に則したものであること。

（イ）研修の受入先が、第2の1の（2）により決定した指導農家であること。

（ウ）就農計画が、就農希望者の技術、経営能力、就農時の農業労働力、事業・資金計画等を総合的に勘案し、達成される見込みであること。

（エ）就農時における年間農業従事日数が150日以上の見込みであること。

ウ 市長は、イにより農業研修が決定した就農希望者（以下「農業研修生」という。）について、別記第4号様式により指導農家に通知する。

エ 農業研修生と指導農家は、別記第5号様式により、農業研修に関する覚書を交わすこととする。

(3) 旭川市就農計画の変更

ア 就農計画の認定を受けた者は、就農計画の経営の構想、営農部門、研修内容、研修期間について変更する場合は、別記第6号様式を市長に提出し、計画変更について認定を受けなければならない。

イ 市長は、計画変更を認定する場合は、別記第7号様式によりその旨を農業研修生及び指導農家へ通知する。

(4) 旭川市就農計画の取消し

市長は、就農計画の認定を受けた者が次のア～エのいずれかに該当する場合、既に認定した就農計画について、その認定を取り消すことができる。

ア 農業研修生の都合により農業研修を中止した場合。

イ 本市での就農を断念した場合。

ウ 就農計画の達成が極めて困難と認められる場合。

エ 地域の他の農業者等との調和を図ることが極めて困難と認められる場合。

3 就農の届出

農業研修生は、営農を開始した後、速やかに別記第8号様式を市長に提出しなければならない。

4 各種支援事業

市長は、別に定める要領に基づき、次に掲げる(1)～(6)の事業を実施する。

- (1) 農業研修受入事業
- (2) 農業研修生住宅費助成事業
- (3) 農業研修施設整備推進事業
- (4) 新規就農者営農開始支援補助金
- (5) 新規就農者農地等賃借料補助金
- (6) 新規就農者の飛躍を後押しする補助金

第3 事業推進体制

1 関係機関との連携

市長は、農業協同組合、上川農業改良普及センター、農業委員会、北海道指導農業士、新規就農者を受け入れる地域の農業者等との綿密な連携のもとに、本事業の円滑かつ適正な推進を図るものとする。

2 他機関による支援制度等の活用

市長は、本事業の推進にあたり、他の機関が実施する各種支援制度を積極的に活用するものとする。

第4 個人情報の保護

市長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）、その他の法令の個人情報の保護に関する規定を順守するとともに、各手続きにより知り得た個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、情報提供者の同意を得た範囲内において行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「新規就農者経営継承推進事業実施要綱」又は「今こそ就農・新規参入者応援事業実施要綱」により就農計画の認定を受けている者については、第2の2の就農計画の認定を受けているものと見なす。
- 3 第2の4の(1)～(6)については、旧要綱において定めた要領を継承し事業を実施するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。